(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桜川市中泉字飯島四九九番七から同市長方字星ノ宮一一五五番三まで	前	一三・一七～五八・八八メートル	一一・〇一〇キロメートル
	後	二八・九九～六八・二〇メートル	一一・〇一〇キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

(四)

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桜川市長方字南辰海道一一八番一地先から同市長方字北辰海道一三八番一地先まで	前	四〇・四三～二七七・九四メートル	〇〇・二五〇キロメートル
	後	三八・〇七～二六五・九四メートル	〇〇・二五〇キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

(四)

○関東地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十号	長野県諏訪郡富士見町富士見字御射山神戸一九二一番六から同町富士見字御射山神戸一〇二三七番まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
一号	川崎市幸区小向仲野町一番七地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の開始の区間	図面縦覧場所
二十号	甲斐市下今井字南原二九六六番五地先から同市下今井字南原三〇八三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○関東地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
韮崎市水神二丁目四九三〇番三から同市水神二丁目四九三八番三地先まで	前	一一・〇二～一六・〇七メートル	〇〇・〇六七キロメートル
	後	一一・〇二～一六・〇七メートル	〇〇・〇六七キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

(四)

○関東地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡南部町福士字切久保二四五五一番一から同町福士字切久保二四三六一番三まで	前	一二・〇七～一四・三〇メートル	〇〇・〇三三キロメートル
	後	一三・二六～一四・三〇メートル	〇〇・〇三三キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

(四)

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南都留郡富士河口湖町船津字桜休場六八六〇番三から同町船津字桜休場六八三八番まで	前	二五・六三～四三・一七メートル	〇〇・〇二五キロメートル
	後	二五・六三～六〇・三六メートル	〇〇・〇二五キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

(四)

○関東地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修